

霊泉鬼姫山飲用権販売規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、会員登録済みの鬼姫狂徒（以下、乙とします）に対して、次に定める条項の通り、霊泉鬼姫山飲用権販売規約を定めます。

第1条（目的）

甲は、同人結社鬼姫狂（以下、当結社とします）が実現を構想している完全予約生産制の秘造飲料「霊泉鬼姫山」（以下、当該商品とします）のための製造費を確保することを目的として、乙に対して「飲用権」を設定し、これを定額かつ継続的に販売します。

第2条（商品の概要）

当該商品は、民俗信仰「武州鬼姫信仰」の根本聖地である秩父鬼姫山の霊泉につながる地下水を使用した霊験あらたかな神秘の飲み物、という世界観を楽しむことを目的とした、1年に1度しか飲めない鬼姫狂徒のための縁起物です。

第3条（商品の種類）

当該商品は、老若男女問わず楽しめるように、以下のように複数種類の飲料を製造販売します。

- (1) 天然水
- (2) 清涼飲料水
- (3) 果実飲料
- (4) 乳清飲料
- (5) 清酒
- (6) 焼酎
- (7) 果実酒
- (8) 薬味酒
- (9) 蒸留酒

第4条（商品の製造）

当該商品は、当結社との間で専属的商品製造請負契約を締結した製造業者が行うものとし

ます。

第5条（飲用権）

飲用権は、当該商品を製造宅配予約をするために必須となる権利であり、乙が飲用権を購入しない場合、当該商品の注文をすることはできないものとします。

第6条（購入資格）

飲用権の購入資格は、以下の通りとします。

- (1) 当結社に登録済みの鬼姫狂徒であること
- (2) 当該商品を長期的に賞味したいと思っていること

第7条（募集定員）

飲用権の募集定員は、1,000名程度とします。但し、上限の制限はしないものとします。

第8条（料金）

飲用権の購入にかかる料金は、月額1,000円（税込）とします。

第9条（支払方法）

料金の支払いは月額制と年額制を設け、乙の所有する銀行口座からいずれかの方法で自動引き落としとするものとします。

第10条（購入期間）

飲用権の購入期間は、原則として10年間を1単位とし、当該商品の販売計画が存続する限りにおいて10年ごとに自動更新するものとします。

第11条（商品の製造量と追加注文）

当該商品は、食用権の購入金額に準じて年間12,000円相当の数量を乙のために製造するものとします。

2 乙が前項の数量以上に当該商品を追加注文する場合は、別途製造費用がかかるものとし

ます。

第 12 条（飲用権の譲渡）

乙は、原則として第三者に飲用権を譲渡できないものとします。但し、乙の相続人については、甲に対して飲用権の名義人変更手続きをすることによって飲用権を譲渡することができるものとします。

第 13 条（製造規模の拡大と縮小）

甲は、飲用権の販売額の実態に応じて、当該商品の製造規模の拡大又は縮小をすることができ、乙は、製造規模について不服を申し立てないものとします。

第 14 条（不可抗力）

戦争、武力衝突、政変、革命、自然災害等、予測不可能な事態によって本規約の履行が不可能になった場合、甲乙共にこれを放棄することができるものとします。

第 15 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国法令とします。

第 16 条（合意管轄裁判所）

本規約の内容について甲乙間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（規約内容の変更）

甲は、当結社の運営のために本規約の内容を変更することが必要な場合、いつでも変更することができるものとします。

以上の内容の通り、甲乙との間で霊泉鬼姫山飲用権販売規約を締結します。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

令和2年10月27日 作成